

ものづくり産業を支える計測ソリューションコンソーシアム 運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17 規程第 44 号)に基づいて設置する、ものづくり産業を支える計測ソリューションコンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

運営会則制定 2021 年 4 月 1 日

運営会則改定 2024 年 3 月 15 日

(設置)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)計量標準総合センターに、ものづくり産業を支える計測ソリューションコンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、ものづくり産業を支える計測ソリューションの提案や標準化戦略の立案等を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 計測分析技術に関わる情報共有
- 二 材料評価に関わる標準化動向共有及び戦略検討
- 三 計測ニーズの把握及びソリューションの検討
- 四 計測人材育成
- 五 その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、次条第一項に基づき入会を承認された次の各号に掲げる者(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 国内に開発拠点を持つ計測機器メーカーであり、第16条第2項第一号に基づく会費を納める会員(以下「幹事会員」という。)
- 二 国内に開発拠点を持つものづくり産業に関わる企業であり、第16条第2項第二号に基づく会費を納める会員(以下「一般会員」という。)
- 三 大学等の教育機関、公的研究機関、独立行政法人等(以下「学会員」という。)

(会員の入退会等)

- 第5条 本コンソーシアムに入会を希望する者は、別に定める入会申込書を、第7条第1項に定める会長(以下「会長」という。)あてに提出し、第8条に規定する運営委員会(以下「運営委員会」という。)で承認を得なければならない。
- 2 会員は、届出事項に変更があったときは、速やかに別に定める変更届を会長あてに提出しなければならない。
 - 3 退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長あてに提出しなければならない。このとき、退会以前に納付した第16条第2項に定める会費(以下「会費」という。)は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
 - 4 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会員と協議の上、運営委員会の決定を経て、これを除名することができる。
 - 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき。
 - 二 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき。
 - 三 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき。
 - 四 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
 - 五 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。

(会員の権利・義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
 - 二 会員は、第11条に定める総会(以下「総会」という。)に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は、1法人につき1とする。
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
- 一 幹事会員及び一般会員は、会費を負担するものとする。
 - 二 会員は、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。
 - 三 会員は、本会則、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程並びに総会及び運営委員会の決定事項を遵守する。

(役員)

第7条 本コンソーシアムにかかる分野を担当する産総研の理事、領域長、領域長補佐、研究戦略部長、研究ユニット長等から1名を会長とする。

- 2 本コンソーシアムに、次の各号により選出された幹事を置く。
- 一 産総研の役職員(自己に所属する被用の役員及び職員をいう。以下同じ。)のうち会長が必要と認めた者を若干名。
 - 二 1幹事会員につき3名を上限に、各幹事会員の役職員から選出された者。
 - 三 その他、会長が必要と認めた有識者若干名。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。

- 3 幹事は、会長を補佐する。
- 4 会長はあらかじめ職務の代行者として、幹事の中から副会長を指名することができる。
- 5 幹事の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長及び幹事から構成される。
- 3 運営委員会は、会長又は幹事のいずれかの要求で開催され、委員長は、会長が務める。
- 4 運営委員会の議決権は、会長及び1幹事会員につき1とする。
- 5 運営委員会は、総会に議案を提出する。
- 6 運営委員会の事務は、第10条に定める事務局が行う。
- 7 会長は、開催日時と開催場所を定め、議題とともに幹事に通知するものとする。
- 8 運営委員会の開催は原則12カ月に3回開催するものとする。
- 9 運営委員会の開催にあたっては、産総研及び各幹事会員からそれぞれ1名の幹事の出席を必要とするものとする。
- 10 産総研又は幹事会員は、自己に所属する全幹事が運営委員会に出席できない時は、委員長に委任状を提出するか、委員長の事前の許可を得た上で当該幹事が指名する自己の構成員を代理出席させるものとする。この場合、当該代理出席者の所属幹事会員は、第4項に規定する議決権を有するものとする。
- 11 委員長が必要と認めた場合、又は1名以上の幹事が議題とともに委員長に開催を要請した場合には、委員長は速やかに臨時運営委員会を開催するものとする。
- 12 委員長は、前項の規定により臨時運営委員会を開催する場合には、FAX 又は電子メールによる投票で議決をとることができるものとする。
- 13 委員長が必要と認める場合は、事前に出席者の同意を得た上で、運営委員以外の者を運営委員会に出席させることができるものとする。

(運営委員会の審議事項)

第9条 運営委員会は以下の事項を審議し、決定するものとする。

- 一 第5条に定める会員の入会及び除名に関する事項
- 二 第12条、第13条及び第14条に定めるワーキンググループ(以下、「WG」という。)の設置に関する事項
- 三 総会に提出する議案
- 四 その他、委員長が必要と認める事項

(事務局)

第10条 産総研計量標準総合センターに本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。

- 2 事務局は、会長が指名した幹事及び産総研計量標準総合センターに所属する職員が務める。
- 3 事務局は、次の各号の業務を行う。
 - 一 会員及び入会希望者の入退会業務
 - 二 本コンソーシアムの会員及び関連機関との連絡調整業務
 - 三 本コンソーシアムの出納管理業務
 - 四 総会、運営委員会等の準備及び運営に関する業務
 - 五 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

(総会)

第11条 会長は、少なくとも毎年度1回総会を開催する。

- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの設置期間を含む運営に関する事項を決議する。
- 4 総会は、議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席会員の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任するか、議決権を行使することができる。なお、書面により委任又は議決権を行使した者は、総会に出席したと見なすものとする。
- 6 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(WG)

第12条 本事業を効率的に遂行するため、本コンソーシアムに WG を設置することができる。

- 2 WG の設置を希望する会員は、次の各号に掲げる事項を記入した申請書を会長あてに提出する。
 - 一 WG の名称
 - 二 活動内容
 - 三 設置理由
 - 四 WG 長及び参加予定者
- 3 WG の設置の可否は、運営委員会で決定するものとする。
- 4 WG 長及びWGメンバーは、事前に運営委員会の承認を得ることにより、会員以外のメンバーを充てることができるものとする。
- 5 WG 長及びWGメンバーの任期は、当該WGの設置期間中とする。

(企画運営 WG)

第13条 前条の規定によらず、本コンソーシアムの円滑な運営を目的として、本コンソーシアムに企画運営WGを設置するものとする。

- 2 企画運営WG長は、会長が産総研の構成員から指名するものとする。
- 3 企画運営WGは、次の各号に掲げる幹事会員構成員をもって組織する。なお、第一号及び第二号に規定する企画運営WGメンバーは、それぞれの幹事会員が自らの構成員から選任し、企画運営WG長に通知するものとする。
 - 一 産総研の役職員のうち、幹事会員の数を超えない若干名
 - 二 幹事会員から各3名以内
- 4 企画運営WG長及び企画運営WGメンバーの任期は、当該WGの設置期間中とする。
- 5 企画運営WG長は、原則、月1回程度の頻度で企画運営WGを開催するものとする。
- 6 企画運営WG長は、開催日時と開催場所を定め、審議事項とともに企画運営WGメンバーへ通知するものとする。
- 7 企画運営WGの開催にあたっては、企画運営WG長を除く産総研及び幹事会員それぞれの企画運営WGメンバーから少なくとも各1名の出席を必要とするものとする。なお、この場合の出席には、第9項で規定する委任状を提出した場合を含むものとする。
- 8 企画運営WGにおける審議は、産総研及び幹事会員がそれぞれ1票を有するものとし、審議結果は全会一致をもって決するものとする。
- 9 産総研又は幹事会員は、自己に所属する企画運営WGメンバーがいずれも企画運営WGに出席できない時は、企画運営WG長に委任状を提出するか、企画運営WG長の許可を得た上で、当該企画運営WGメンバーが指名する自己の構成員から代理出席者を指名するものとする。
- 10 第2項から前項までの規定にかかわらず、急を要する事項であると企画運営WG長が認める場合には、メールでの審議(以下、「メール審議」という。)ができるものとする。
- 11 メール審議の場合は、企画運営WG長から企画運営WGメンバーへ審議事項をメールで通達し、企画運営WGメンバーは当該メールが送信された後土日祝日を除く3日以内に自身の所属機関の審議結果を企画運営WG長へ回答するものとする。期限までの未回答は企画運営WG長へ審議結果を委任したものとする。なお、メール審議の際の企画運営WGの審議結果は、第4項の規定と同様に全会一致をもって決するものとする。

(企画運営WGの業務)

- 第14条 企画運営WGは本コンソーシアムにおける事業に関する企画・立案・運営を行うものとする。
- 2 前項により企画運営WGが企画・立案を行った事項については、運営委員会に報告するものとする。

(会計年度)

- 第15条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営費)

第16条 本コンソーシアムの運営に必要な費用は、会員からの会費をもって充てる。

2 会費は会計年度毎に次の各号に定める額とする。

- 一 幹事会員 750,000 円(消費税を含む。)
- 二 一般会員 300,000 円(消費税を含む。)
- 三 学会会員 無料

3 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第17条 予算及び決算は企画運営 WG で立案し、運営委員会の審議を経て、総会に提出される。

2 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。

(情報の取扱い)

第18条 事務局又は会員は、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示される情報を、本事業の目的のために、他の会員に開示することができる。

2 会員は、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めるものとする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第19条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条第1項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに運営委員会に通知するものとし、その取り扱いを協議により決定する。

3 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等を為した場合の取扱いは、当該秘密保持契約等の定めるところによる。

(輸出管理条項)

第20条 会員は本コンソーシアムにおいて提供又は開示(以下、あわせて本条において「提供等」という。)を受けた貨物、情報及び資料(複製物を含む。)を、輸出又は外国における提供若しくは非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付4貿易局第492号。)の1(3)サ①、②又は③に該当する居住者への提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるも

のとする。

(解散)

第21条 本コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。

- 一 第2条に定める目的が達成された場合。
- 二 本コンソーシアムの運営が困難となった場合。
- 三 その他解散が妥当と認められる場合。

2 本コンソーシアムの解散は、総会の決議をもって会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第22条 本会則の改廃については、運営委員会が議題として総会に提出し、総会の決議を経てこれを行う。

(設置期間)

第23条 本コンソーシアムの設置期間は、2027年3月31日までとする。ただし、終了年の総会において継続の審議を行うものとする。

(協議)

第23条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、2021年4月1日から施行する。